
令和5年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和5年3月22日(水曜日)

議事日程(第3号)

令和5年3月22日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
8番 田中 豊文君	9番 新田 健介君
10番 吉村 忍君	11番 尾元 武君
12番 小田 貞利君	13番 久保 雅己君
14番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君	議事課長 池永祐美子君
書記 浜元 信之君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 浄孝君	代表監査委員 …………… 大原 秀三君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 星野 朋啓君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中元 辰也君

産業建設環境部長	……	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	重富 孝雄君
上下水道部長	……………	山本 正和君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				江本 達志君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	岡原 伸二君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は6名であります。通告順に質問を許します。5番、山根耕治議員。

○議員（5番 山根 耕治君） おはようございます。最初の質問ということで少し温めながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

水ぬるむ春となりまして、先週は多くの学校で卒業式がありました。中学校や高等学校を卒業する方はちょうど新型コロナウイルス感染症の時期と重なっていて、マスクを手放せない3年間の学校生活だったと思っております。

また、本町では城山小学校と森野小学校で閉校式がありました。母校がなくなる寂しさは私もよく分かります。

しかしながら、令和5年4月からは新たに東和小学校が開校いたします。子ども達にはしっかり前を向いて進んでいってほしいと思っております。

周防大島町の子ども達が、誇りを持って学び、成長できる環境のために、私も力を尽くしていく思いを新たにします。

さて、国ではこの令和5年4月からこども家庭庁が発足します。それに先立ち、岸田総理大臣は、先週の記者会見で、我が国の子ども・子育て政策について、これから、6、7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと定義づけ政府の子ども・子育て政策の3つの基本理念を示しました。

第1に若い世代の所得を増やす、そして、第2に社会全体の構造や意識を変える、そして、第3が全ての子育て世代をライフステージに応じて切れ目なく支援するです。

さて、政府も取り組んでいるその子育て世代への支援にあたって、多くの市町で提供されてい

る事業にファミリー・サポート・センターがあります。山口県でも既に多くの方が利用しており実施していないのは、和木町、上関町、それから私どもの周防大島町の3町のみであります。

本町におきましては、令和2年3月の周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画で、令和6年度以降の実施を目指すとして、一昨年前の令和3年第3回定例会での私の設置に関する一般質問に対し、執行部からは、令和6年度の設置に向けて検討するという回答をいただきました。

ここで、ファミリー・サポート・センターについて簡単におさらいをしておきます。

ファミリー・サポート・センターは、子供を預けたいという依頼会員と、預かってもいいよという提供会員をアドバイザーが連絡や調整をして、相互の援助を有料で行う事業です。保護者の方の仕事や病気だけでなく、買物など幅広い理由で利用でき、送迎は保育施設だけでなく塾や習い事でも利用できます。会員の方は、万一に備えて保険に加入していただき、提供会員の方には事故防止などの講習にも参加していただきます。

財源としては、3分の1を国、3分の1を県、残りの3分の1を町が負担することになります。

このファミリー・サポート・センター、正式には子育て援助活動支援事業といい、平成24年に施行された子ども・子育て支援法第3条で、市町村に責務として課せられたものです。また、平成26年には厚生労働省から都道府県知事に対して子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施についてと題した通達が出され、実施主体は市町村、さらに各市町村に1か所設置するものとしてされています。

以上をふまえて、本町において令和6年度の実施を目指すとしたファミリー・サポート・センターの実施に向けた進捗状況を質問します。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員から、ファミリー・サポート・センター実施の進捗についての御質問をいただきました。こちらにお答えをいたします。

令和3年第3回定例会の一般質問でも御回答させていただきましたが、令和元年度の第2期子ども・子育て支援事業計画の策定委員会におきまして、委員より事故による損害賠償の事例があり、実施については慎重に検討すべき、また有資格者で実施する一時預かり、子育てショートステイ、延長保育、病児・病後児保育等、他の事業が利用できるといった意見があったことから、柳井広域圏内の市町との連携により、令和6年度以降の実施を目指すとの答弁をしておりました。

また、柳井市、平生町、田布施町が広域で行っているファミリー・サポート・センターの現状や課題を精査するとともに、令和4年度にファミリー・サポート・センターについて再度ニーズ調査を行い、その結果を取りまとめ、子ども・子育て会議に諮ることとしておりました。

今年度のニーズ調査におきまして、ファミリー・サポート・センターが開設されたら援助を受けたいという声が3割ありましたが、ファミリー・サポート・センターの内容まで知っているとは

いう声は2割となっておりまして、内容まで御理解をいただいたうえでの利用の要望はおよそ2割ほどであろうと推測をしております。

そのような中、柳井ファミリー・サポート・センターへ参入するための調整や、アドバイザーやサービス提供会員が町内で確保できるか、稼働している柳井ファミリー・サポート・センターでの主な利用内容が車での塾への送迎となっていることなどから、高齢者が多い本町において課題が山積みとなっております。

このことから、安心・安全のためにさらなる協議検討が必要と考えておりまして、子ども・子育て会議におきまして今回の第2期子ども・子育て支援事業計画において、令和6年度以降の実施を目指すとした計画を、第3期内において実施時期の検討を継続して行うこととなりました。

なお、仮に柳井広域への参入が困難な場合は、町単独設置の検討も必要となります。

ただし、財政面での検討も必要となると考えておりますが、実施していただく基盤の確保が最大の課題であり、ファミリー・サポート・センター自体の周知が大切なことだと感じております。

いずれにいたしましても、山口県一子育てしやすい町を目指し、さらなる子育て支援の充実を図ってまいりますので、御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。今の答弁で幾つも質問したいところはあるんですが、順を追って質問していきたいと思っております。

まず、町長から基盤の確保が大事という、そういったお話がございました。この基盤の確保のために具体的にどのようなことをしておられるかを質問したいと思っております。ファミリー・サポート・センターを実現させるための基盤の確保のために、町としては、どのようなことをしておられるか教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

今の母体についての関係でございますが、今基本的には社会福祉協議会に働きかけを行ったりしておるところでございます。

ただ、まだ、今現在でファミリー・サポート・センターを開催するに向けての動きではないので、今まだその前段階というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） まず、大前提のお話なんですけれども、このファミリー・サポート・センターというのは、やってもやらなくてもいいよという事業ではないんです。これは、や

らなければいけない事業なんです。やるのが責務とされている事業なんです。

だから、やらないという選択肢はない、そこをまず大前提として御理解ください。

ただ、できないということはあります。例えば、その地域の事情によってなかなか設置が難しいとか状況が難しい、それはあります。できないというのはある。

ただ、できないからいつまでもやらなくていいですという、そういうんじゃないんです。それをやるためにどういうふうな整備が必要かと、そこをしっかりとしていかなければならないのです。

ですから、先ほどのアンケート調査によって、周防大島町第2期子ども・子育て支援事業計画というものが策定されております。前回策定されて、今度は第3期が策定されるのだと思います。この事業計画というのは、子ども・子育て支援法の第61条、そこで子ども・子育て支援計画というものをちゃんと各町村で立てなさいよということが指示されております。

これは何のためにやるのかというと、現状をずるずるほっとくためにやるって、そういうことではないんです。例えばファミリー・サポート・センターというものが設置されていないんだったら、どういうふうに設置していくのか、そういうことをきちんと議論して、できないならどう理由があるのか、それを精査して、どうすればできるようになるのか、そういうことをしっかりと議論して、そして、次の計画でいつできるのかということを示していくと、そういうために策定する計画なわけです。

ですから、今回、基盤の確保ということで、今御答弁がございました。具体的にどういうふうに社会福祉協議会に対して働きかけているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センターでございますが、設置に向けて仮に単独でやるとすると、町としては、かなり難しいということになるかと思います。

仮に柳井広域でのファミリー・サポート・センターを設置をするにしても、町内でのいわゆるコーディネーターと申しますか、そういうものが必要になってまいります。そういうところについて社会福祉協議会でそういう対応とか、そういうのがしていただけないかどうかというのを、今、対応について協議をしている段階で、まだ回答をいただいているわけではないのですが、そういうことを含めてやっていかないと、今、山根議員が言われたように、土台づくりと申しますか、そういうのが難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） コーディネーターの話が今出てまいりました。

それで、ニーズ調査ということで、先ほどお話がございました。大体全体の3割の方が内容の

理解をしておられるということで、残りの7割の方がファミリー・サポート・センターについてはどういうものか分からないと回答しておられると。

このアンケートを取るときに、ファミリー・サポート・センターとはこういうものですよという説明をされたと思うんですが、解説をされたと思うんですが、具体的にどういった形で解説されましたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

今、アンケートを出したときのファミリー・サポート・センターの周知については、申し訳ありません、すぐに資料が出ませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

申し訳ありません。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 分かりました。それでは、また後ほどお願いします。

それでは、2割の方がファミリー・サポート・センターについて利用したいというお答えがあったということですが、それ、具体的に何名の方からそういった回答がありましたでしょうか、教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

3割、それから、実際には2割だろうという先ほどの答弁だったと思うんですが、ちょっと細かい数字については、後ほどこれも回答させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） では、またお願いします。

私がいただいた資料から概算、推計すると、多分30名程度の方がこういった事業を利用したいと答えられたと思うんですが、これは概算の推計ですけれども。5年前の第2期子ども・子育て支援事業計画の中では、量の見込みとして年間13回ないし13名の方の利用を推定しておられます。今回30名だったとすると、確実にニーズは高まっているんです。倍以上にニーズが高まっているんです。

そこで、これは早く、もうねじを巻いて早くやらないといけない事業ではないかと考えるんですが、それについてはいかがでしょうか。早めて考えようという、そういうお気持ちはございませんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の御質問にお答えいたします。

なぜすぐに実施しないのかということでございますが、先ほども話があったように、アンケー

ト調査において利用しないと思う人の意見が66.7%近く、子供を預けて面倒を見てくれる親族、親戚とか友人の方が73%いらっしゃるということでございました。

それから、アンケートにおいて求められる条件について、信頼できること、それから、預ける相手の人柄や質がいいこと、それから、事故や万が一の際の補償がしっかりしていること、これが多く挙げられておりました。そのような中で、承諾を得ているわけではないんですが、仮に、先ほどちょっと話が出たように、柳井広域圏でのファミリー・サポート・センターの設置をする場合については、先ほど申し上げたようにコーディネーターの設置が必要であったり、例えばサービス提供会員の確保がなかなか今難しいというふうに見通しとして思っております。

あと、他県における事故の事例等がございまして、そういうことも含めまして、基盤整備をしっかり固めていくということで、次期の計画に見送りすることにいたしました。

それから、また今回のアンケートにおいて、援助を行いたいという方が2.7%ございました。どちらも行いたいという方が7.5%いただいておりますが、子ども・子育て世代への方への協力の働きかけというの、今後行ってまいりたいというふう考えております。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） やったことのない事業ですから、いろいろネガティブな意見が出てくるというのは、それは私も分かります。理解します。

しかしながら、これは町に対して責務として与えられた事業であって、何かあるからやらなくてもいい、何かあったらやらなくてもいいよとかいう、そういう事業ではないんです。もう法律で、自治体の責務として地方自治体の責務として決められた事業であって、できないんだったらそれを、できない理由をちゃんと明確にして、それを埋めていってできるようにしていく、そういうことが求められている事業なんです。

それで、そういうネガティブな意見が出てくるということも分かります。そういったことに対して、今言ったような法の精神、そこをどこをどのように御説明しておられますでしょうか。そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

今の法の精神についてということでございましたが、全体的な話といたしまして、まだいわゆる周知の部分がちょっと足りてないのかなということを思っております。

それから、アンケート調査につきましても、対応するアンケートの調査を行った対象が、就学前それから小学生の児童ということでやっておった関係で、ある程度実際に受入れが難しいというところもあったのかなというふうに思っておりますので、全体的な話といたしましては、周知が足らなかったのも、今後はそういうことに向けてもしっかり努力をしていきたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） しっかり周知してください。

それから、先ほどのお話でサービスの提供会員の方の人数の問題がございました。私も、いろんなところで今回お話を実際に伺ってきました。そうすると、やはりどこの実際に事業をしておられるところも、提供会員の方が高齢化で少なくなってきたという、そういう悩みは聞きました。そういう悩みを実際に抱えておられるところも、たくさんございます。

ただ、周防大島町というのは、高齢化率も非常に高いですけれども、高齢の方がみんな、もとらんって言ったらちょっと方言になりますけれども、頼りない方ではない。やっぱり80歳、90歳でもしっかりしていらっしゃる方は、たくさんいらっしゃいます。そういった方をこれからどんどん活用して、こういった子育て世帯の手助けに働いてもらって、生きがいを持ってもらうというのは、これは非常にすばらしい事業ではないかと私は思うんです。

特に、周防大島町には、いわゆるお遍路文化というものがございます。来月になったらお大師堂めぐり歩け歩け大会で、町長の御近所も大会で、イベントで歩かれる方が多くあると思います。お接待というものをしていく。やっぱりお接待というのは、やっぱり相互扶助の基本なわけです。島の中でそういう相互扶助の基本というのがしっかりできているのが周防大島町であると、私は思っております。

ですから、しっかり周知してもらえば、私がやろうという方は必ず現れると私はそう確信しております。そうやって住民をまず信じてほしい。いや、もう集まらないだろうと、まず決めつけるのではなくて、まず信じてください、住民の方を。

そして、こういった事業があって、困っている方がいる。その方に対してどう助けていくのか。助けることが今度は自分に返ってくるかもしれない。お接待っていうのはそうですね。お遍路さんを助けることが自分に返ってくるというので、お接待というのがずっと繰り返されていくわけであります。

実際実施しているところは、例えば柳井広域、柳井市でしたら、平成15年からこのファミリー・サポート・センターを実施しております。平成15年に、これを利用しておられた保護者の方が、子育てが一段落して、自分もいろいろ余裕ができた、今度は自分が助ける側に回ろうということで、提供会員に登録していく。そういう流れも今できつつある。ですから、高齢化で数が少ないというのはあるんですけれども、早くからやっていたら、そういう流れというのは作られるんです。

だから、これは、できない理由を並べているのではなくて、できるだけ早く行って、そういう

流れを周防大島町の中で作っていく。幸い国の事業で周防大島町単独でやるというわけではなくて、国の事業で自治体の負担は3分の1でいいわけです。これはぜひ早く始めて、そういった流れを早期に作っていくと、そういうことが肝要だと思っております。

そういったことでぜひ進めていってほしいんですけども、実際に私今お話を伺っていて、現実にやっておられるところと、どの程度を話しておられるのかなという気がいたしました。では、柳井広域でしておられるところとは、今までこういった個々の具体的な案件などについて相談はしておられますでしょうか。そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山根議員の質問にお答えいたします。

柳井広域の開催のところとの、いわゆるファミリー・サポート・センターでの実績、それについては一応確認をしております。例えば依頼会員が何人おるとか、それから、それに対して提供の会員が何人いらっしゃるのか、そういうことについて確認はしております。細かい事例については、まだ協議とかはしておりません。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。私が聞いたところによると、柳井広域で合計で832名ですか、会員が提供会員それから依頼会員合わせていらっしゃいます。大体3分の1が依頼会員で3分の2が提供会員であるというふうに聞いております。

ただ、それはその数字をそのまま周防大島町にあてはめるとするのは、それは無理があるだろうと私も考えております。

しかしながら、やっぱりこれはもう法律で決められて、しっかりやっていかなければならないものであると、そういう認識をしっかり持っていただきたいと思っております。それで計画も立てております。今度、第3期の支援計画も出来上がってくるんだろうと思います。

この支援計画というのは、繰り返しになりますけれども、ただ漫然と今の状況がどうですよというのではなくて、どういうふうな問題、課題、例えばファミリー・サポート・センターならファミリー・サポート・センターの実施についてどういう課題があって、その解決のためにはどうしていくのかというのを、それを考える期間が5年間いただけていると、そう思っただけなものかと思えます。

言い方を変えれば、前回の令和元年ですか、これができたのが。令和元年から令和5年の今日まで一体何をしてきたんですかと、そういうことが問われることだと思えます。

令和元年には令和6年には実施を目指すとしていたものが実施できません、それでいつ実施できるかもこれから調査していきます、この5年間一体何していたんですかということが、それは

きちんと見ている人からは問われる話だと思います。ここはしっかりとこれからやっていただきたいところだと思っております。

最後にまとめに入りたいんですけど、私、今回はできるだけ情緒的なこととか感情的なことは含めずに、数字と事実だけで質問をしていこうと考えておりました。多少情緒的なところが入ったところもございますけれども、そういうつもりで質問を進めてまいりました。

最後に少し情緒的なところを言わせていただきたいと思います。

前日も申し上げたんですけども、いろんな方の中には、塾とか習い事でこういうことを利用するのはいけないんじゃないかと、そういうことをおっしゃる方もいらっしゃる。あるいは、これ買物とか、例えば御夫婦で、子供を置いて御夫婦で買物に行きたい、あるいは子供はちょっと置いて御夫婦でたまには食事をしたいと、そういうことでもこのサービスを利用できます。それはいったいいかがなものかという、そういったお話がある、それは十分承知しております。

しかしながら、冒頭私申しました。岸田総理大臣が先週の記者会見で示した我が国の子ども・子育て政策の第2の定義で、社会全体の構造や意識を変えるというものがございます。これは国がもう子ども・子育て政策の定義として位置づけているものでございます。やっぱりそういう意識というものを変えていかなければならない。

もちろんおじいちゃん、おばあちゃん、近所の方に支えてもらって子育てをやっていくと、それはすばらしいことだと私は思っております。それは、ぜひ続けていかなければならない。

ただ、そういう状況がもしかしたら壊れるときがあるかもしれない。おじいちゃん、おばあちゃん、近所の人に預けられないような状況が、何か分かりませんが、出てくるかもしれない。そのときに、何もなしのときにどうすりゃあいいんだと大騒ぎする、そういうことはやっぱり避けなければいけない。だから、1つは保険の意味でもこういったことはやっておくべきだと思います。

それから、そういったことにネガティブに考えられる方も、意識をやっぱり変えていかなきゃいけないと、これからの子ども・子育てについては。

岸田総理大臣もおっしゃっているとおり、これからの6、7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと国は考えているわけです。周防大島町はどうですか。いつがラストチャンスと考えますか、今年ですか、10年後ですか、そんなものないよと言われますか。周防大島町も例外ではないと、私は考えております。これからファミリー・サポート・センター1つについて、いや、これからまた次の計画、その次の計画で考えていきます、そういうスピード感でいいんですかということをごここで申し上げたい。

最後に、少し本当に情緒的なことをお話しさせてください。私前日も申しましたけれども、やっぱり塾や習い事の送迎で使うのが、それに違和感を感じて、それはおかしいんじゃないかと思

われる方もいらっしゃる、それは承知します。

しかしながら、現状で、柳井市、岩国市、それから平生町、田布施町の子ども達は、塾や習い事に行きたいという希望があれば、こういう制度を使って、親に余裕がなくて、時間的な余裕が親御さんになくても習うことができるんです。それを塾や習い事を続けることができる。

しかしながら、周防大島町の子供は親御さんに時間的な余裕がなかったら、そういう希望があっても、そういう塾や習い事を受けることができない。岩国市や柳井市に生まれたらそういうことを続けることができ、周防大島町に生まれたんでそういうことができない、皆さん、これ悔しくないですか、悔しいと思いませんか。私は悔しい。

だから、この状況を変えなきゃいけないと、まずその一步がファミリー・サポート・センターだと思っています。私は、ファミリー・サポート・センターだけではない、状況は変えないといけない。しかし、そのまず第一歩なんです。

ですから、この件については、私はしっかりとこれからも声を上げていく所存でございます。

もし何かありましたら、どうぞお願いします。私からは以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山根議員からファミリー・サポート・センターについてお考えをいただいたところであります。

まず、この責務を町が放棄をしているというような御指摘がありましたけれども、決してそのようなことはありません。ファミリー・サポート・センターが重要なものであるというのは、重々認識したうえでの検討を進めております。

山根議員が、地域での子育て、これは重要なこととおっしゃっておられました。私も、そのように思っております。

ただ、今、周防大島町の子育ての現状というものを見ますと、保育所におきましては、割合まだ、例えば都会でありましたら、待機児童の問題ですとかあります。そういったことを見ましても、まだ周防大島町の保育園、余裕があるのかなというふうに見受けられるところもありますので、例えば一時預かり保育、これは平日になりますけれども、たしか半日で900円、1日で1,800円という金額で設定されていたかと思えますけれども、こちらは例えば子育てをしておられて、例えば冠婚葬祭であったり、あと自分の、例えば御用事があられてということで、預けられる方もいらっしゃいます。そちらにおいては、しっかりとした有資格の保育士がしっかりとお世話をするというような体制も取っています。

それでは、土日ですとか夜間はどのようにしますかということでもありますし、それをしっかりと検討していくという必要があるということでもあります。

また、今、子供を、私も子供がいて、それはもうねこの手も借りたいほど忙しい状況です。で

すが、やはり預かる身となると、やはりその子供一人一人の状況であったり、また食べる物、アレルギーの問題であったり、またその御家庭御家庭の子育ての方針であるとか、そういったことも知らないといけません。

そしてまた、その受けサービス提供会員の方もしっかりと研修をしていただかなくてはならない、人材もつくっていかないといけない。そういったハードルをしっかりとクリアするために、では、どのような形でアプローチをしていくのかということとはしっかりと検討をしております。

決して先延ばし先延ばしというふうな形でやっているわけではなくて、それは柳井広域で願いをする方向がいいのか、それとも単独するにはどのくらいの費用がかかって、どういった財源が必要となるのかということも考えておりますので、そういったところをふまえたうえで前に進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひとも山根議員の御理解もいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 先ほど山根議員から御質問がありましたアンケート調査の際のファミリー・サポート・センターに関する説明、どういうものをされたかということでございました。

実は、アンケート調査を送るときに、一応こういうふうな紙を渡しております。これはどういうものかと申し上げますと、ファミリー・サポート・センター事業に関するニーズ調査ということで、その中にファミリー・サポート・センターとはどういうものであるとか、どういうことがお願いできるのかとか、どういう方が預かっていただけるのかという、あと、そのイメージ図とか、そういうものを含めて説明をしております。

それから、3割についての人数についてのお問合せがございました。これは、58人でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） すいません、以上ですと申し上げて、もう一言で大変申し訳ないんですが、町長からの説明はよく分かりました。ありがとうございます。

先ほど申しました岸田総理大臣の我が国の子ども・子育て政策の定義、3つの基本理念、第3が全ての子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく応援する、支援するというものでございます。

保育園に預けておられる時期、それから、小学校に上がってからの時期、それぞれで子供の預かったりする内容というのは変わってきます。そういったものに、個々にちゃんと対応していけるような、そういったサービスをしていかなければならない。サービスというと、ちょっと抵抗

ある方がいらっしゃるかもしれません。そういった事業をやっぱりやっぺいかなければいけない。そのために、ぜひスピード感を持って進めていただきたいと思っております。

私から、本当に以上でございます。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、8番、田中豊文議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は、2点ほど。

まず、不祥事対策についてということで、先月本町の職員が、酒気帯び運転で現行犯逮捕されたということが発生しました。町からは行政報告もありましたけれど、事実関係を確認して再発防止に努めるというようなコメントが公表されてはおりますけれど、具体的な事実関係についてどのような事案であったのか、その辺が主体的にこれまで説明されてないのかなと考えられます。この場で改めて事実関係、それから、具体的な再発防止策について町長の答弁を求めたいと思います。

それから2点目、ハラスメント対策について、前回令和4年第4回定例会の一般質問でお尋ねしたことの続き、再度ということになりますけれど、前回の御答弁ではその具体的な対策というものが、イメージできなかったんですけれど、令和4年第4回定例会の私のその質問を受けて、その後ハラスメント対策が必要だという共通認識は持っていただけたと思っておりますので、その後どのような対策が講じられたのかどうか、その辺を今回は町長部局と教育委員会、それから病院事業局、それぞれについて具体的なアクション、どのような対策というんですか、行動を起こされたのかどうか、その辺を、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員の、まず、ハラスメント対策についての御質問について、私からお答えをさせていただきます。

町長部局および教育委員会事務局におけるハラスメント対策といたしましては、さきの令和4年第4回定例会においてもお答えをいたしましたとおり、周防大島町職員のハラスメント防止等に関する指針に基づいて対応することとしております。

実態把握につきましては、被害を受けた職員やその周囲の職員等からの通報や相談、あるいは外部の相談機関である山口県市町公平委員会からの連絡があることで可能となると考えております。

このため、全職員に向け指針について再度周知を行うとともに、幹部職員には個別に注意喚起を行ったところです。

また、年1回、こちら11月に行われますが、全職員向けに実施する配置転換希望調査の自由

意見記入欄や、随時受け付けている職員提言、そして相談箱、こちらは総務部長直通メールとなっております。こちらなどにおいてハラスメントが疑われる記述があった場合は、本人や管理監督者、場合によっては該当職場のほかの職員などからヒアリングを行っております。

次に、町立小中学校の教職員の相談等の窓口は、学校の管理職、町教育委員会、こちらは学校教育課になっております。また、山口県教育庁教育政策課または教職員課、もしくは山口県人事委員会となっております。

なお、ハラスメントにかかる対応については、新年度のはじめに相談窓口を周知するとともに、校長による定期的な面談のほか、ハラスメントに関する管理職研修会を通じて継続的な注意喚起を行うなど、未然防止の対策を講じておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員のハラスメント対策についての御質問にお答えいたします。

令和4年第4回定例会の一般質問後の対応についてでございますが、周防大島町病院事業局ハラスメント対応についてをイントラネットに掲載しました。あわせて、周防大島町病院事業局ハラスメント防止に関する要綱や、令和4年度のハラスメント相談員一覧表も掲載し、改めてハラスメント対応について職員への周知を図り、また、厚生労働省が作成したハラスメント対策についての冊子も掲載し、啓発に努めました。

また、現在、労働組合と毎月1回会議をしておりますが、その中でハラスメントに関する相談窓口について、相談しやすい方法を検討しております。

そのほか、地方公営企業等の労働関係に関する法律第13条の規定に基づき、周防大島町病院事業局企業職員の職場における苦情を迅速かつ適正に解決するため、周防大島町病院事業局苦情処理共同調整会議を設置しておりますが、その会議での議論をふまえ、全職員を対象に職場アンケートを実施することとしております。

そのアンケートの中の質問事項にハラスメントに関する事項も入っておりますので、アンケート結果をふまえ、ハラスメント対策について考えていきたいと思っております。

今後は、研修等を通じた意識啓発に努め、引き続きハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 私からは、不祥事対策についての御質問にお答えいたします。

町職員の逮捕にかかる事実関係、懲戒処分および再発防止策についての御質問をいただいております。

本件に関しましては、本議会初日の行政報告の際にも御報告させていただきましたが、令和

5年2月25日土曜日に、健康増進課の主査職員が光市浅江2丁目の国道において追突事故を起こし、事故現場における警察官の職務質問の際に、酒気帯び運転であることが確認され、現行犯逮捕されたものでございます。

なお、詳細な事実関係につきましては、本日現在、警察において捜査が継続されているため、メディア等で報道されたこと以外は公表できる状態ではございませんので、御理解をお願いいたします。

しかしながら、飲酒運転、酒気帯び運転は重大な法令違反であり、公務員として、あつてはならない行為を犯しているわけでありますので、警察の捜査状況等も考慮したうえで、可能な限り早急に厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、再発防止策につきましては、やはり職員一人一人が常に法令遵守に努める意識を持つ以外に方策はないと思っており、本件発生直後の令和5年2月27日月曜日に全職員に対し通達を發出し、服務規律並びに法令遵守の徹底について強く指導をしたところでございます。

今後におきましても、機会あるごとに文書通達だけではなく、各部署における管理監督者による職員への指導や注意喚起を継続してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、酒気帯び運転の件なんですが、警察の捜査中なのでメディアに公表したこと以外は公表できないということなんですが、これ本人も認めていることで、少なくとも事実関係、よく分かりませんが、私は、捜査中というのが何を捜査中なのか分かりませんが、本人が認めた事実関係については公表できるんじゃないですか。なぜそこが公表できないのか、ちょっとそこを、例えば捜査中だから、警察にそこは一切、メディアに公表したことも、なぜそこまでは公表できるのかどうか、ちょっとその辺の基準というのが分からないんですけれど、その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） まず、メディアの公表についてでございますが、これは、当職員が現行犯逮捕されたという事実は、警察からも——そういったことが発表されておりますので、それは事実として行政報告等でも申し上げたとおりでございます。

現在、先ほども御答弁させていただきましたけれど、やはり事実関係についても、警察との調整もあります。確認も必要だと思います。

従いまして、早急に確認が確実に取れた段階で、処分を行っていきたくと思いますし、当然のことながら処分が確定した段階においては、そういったことも含めて報道には発表するというふうなことになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、とりあえず処分とか今後の話は置いていただいて、私がお聞きしたのは、今、今回記者報道で報道されたこととか行政報告で報告されたこと以外は、何の事実も町は把握していないということによろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 町といたしましては、事故を起こした職員からの聞き取りは実施しております。

ただ、その事実を確定して報道するような状況にはまだないということでございますので、その辺は御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、今後のことはいいんですけど、その事実関係を例えば、マスコミで報道されたこと以外は、町は把握しているのかしていないのか、それを例えば記者会見とかどうかという話ではなくて、事実関係として、例えばこの議会で報告するとか、町民の皆さんに対して説明するとか、そういったことができないというのは、もう町が把握している情報としては、今聞き取りをされたということなんですけれど、実際は事実関係に関する情報としては、マスコミで報道されたもの以外も持っているのか持っていないのか、持っているとすれば、それはなぜ町民に対して公表できないのかどうか、その辺の基準はどういうふうになっているんですかというのをお聞きしているんです。そこをお答えください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほども御答弁させていただいたとおり、職員からは聞き取りをしております。

ですが、警察等の取調べもまだ継続をされている状況において、確定ではないというふうに私どもも理解しております。

ですので、はっきりと決まった段階で正式に発表したいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、確定ではないから公表できないという御答弁だったと思うんですが、その確定は誰がするんですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） すみません、確定という言葉が正しいかどうか、ちょっと言い方が誤っておるかもしれません。

現在も警察の捜査が進められております。ですので、やはり町としての方針としては、警察にも確認を取りたいというふうに思っております。

それが決まった段階で早急に対応したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1回だけ確認しますが、要するに警察に確認を取って、これはマスコミじゃないんですよ、公表していいですよと、議会とか町民の方に対して公表していいですよと警察が言わないと、町としては、公表しないということでもいいのかどうか。

それと本人から聞き取りされて、事実関係について本人は認めていない事実関係を争っている部分っていうのがあるのかどうか。ないであれば、私は警察が云々というよりは、町としてこの町の職員が不祥事を起こしたわけですから、その事実関係は警察の捜査とは別の話じゃないか。確かに警察の捜査に影響を与えるようなことを公表するのは、それははばかられるべきだと思いますけれど、そうでない部分、きちっとした事実の部分、それはやはり積極的にというか、可能な限り公表していくのが町としての責任じゃないかなと思いますけれど、その辺もう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 飲酒運転を起こした職員のことですが、職員が飲酒をして運転をし、事故を起こしたという、これはもう紛れもない事実でございます。

その経緯等については、職員からの聞き取りは私どもも、もう既に行っております。

しかしながら、やはり警察においても捜査がまだ継続をされている状態でございます。

ですから、この段階で申し上げるとするのはちょっと困難というふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 公表できない、もうマスコミ報道の情報が全てだと、現時点ではそういうことなんでしょうけれど、それではなかなか事実関係が把握できないので、その処分の内容とかそういった話もできないと思います。

もう1点だけ、今の警察との関係性で公表できないこともあるよと言ったところは、それに限りませんが、例えばこういった不祥事が起きたときに、町として公表する、どこまで公表するのか。もちろんそこら辺があるのかなのか、私は分かりませんが、公表する基準とかこういう場合には記者会見を開きますとか、そういったことの不祥事に限ってでいいですから、不祥事が起きたときにどういう場合に公表できる、できないとか、記者会見をする、しないとか、そういったことの基準があるのかなのか。ないのであれば、今後そういったことを、私は、ほかの自治体、ちゃんと記者会見基準とかそういったのをつくっている自治体も多いので、そうい

ったことを設ける必要があるかどうか、その辺の御認識をお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） まず、公表の基準でございますが、町が、職員が不祥事等を起こした場合に処分の内容によって公表する基準は定めております。

それともう1点が、不祥事もいろいろあります。そういった中で、統一的な公表基準を設けているのかというような質問だったと思います。

このことについては、ほかの自治体の中には、やはり事務処理のミス等について公表基準を定め、軽微なものについては一括して公表し、重大なものについては個別に公表することを実施している市町村もございます。

本町では、こういった公表基準は定めておりませんが、事務処理等が発覚した場合は、所属長から関係部長に、部長から町長および副町長に報告をしたうえで、担当者を加えた関係者で協議を行い、そのミスの重大性、今後の影響、そのときの社会情勢等を総合的に勘案したうえで、公表について判断をしております。

よって、公表基準を定めなくても、公表の有無の判断は現状でできていると考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっき処分の内容により基準を定めているという御答弁がありましたが、これどういう、正式名称を教えてください。

それと、会見基準のことだろうと思うんですが、これは定めていないと、総合的に勘案して判断できているということなんですが、そうなんでしょうけれど、今の時代ですから、結局その判断を誰がしたんですかって言ったら、結局町長が判断しました。これいいですよ、します、すみませんというのを判断しましたということになるから、結局町長の裁量でそこを判断したという結果になってしまいますんで、そこはやっぱり明文化した基準を、規定を設けておくべきじゃないかと思えますけれど、そういった規定はもう設ける必要がないとお考えなのか、もう1度御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 処分の程度によって公表する基準の正式な名称という御質問だったと思いますが、すみません、現時点で正式な名称がちょっと出てこないんですが、町の基準で定めております。

それともう1点、やはり統一的な公表の基準を設けたらどうかというような御質問だったと思います。

そのことについては先ほども少し触れさせていただきましたけれど、なかなか処分というか、公表の基準というのが、私も他の市町の条例等見させていただいておりますけれど、なかなか統

一的な考えを示すというのがちょっと難しいのかなと。

やはり事務処理のミス等、不祥事においても、どの程度軽微なもの、重大なものというのは、やはり携わった職員ないしその部署、さらには町長、副町長、私も含めてですけど、やはり総合的な判断をしたうえで、これは皆さんに周知すべきであるというふうなことを考えて、実施をしてみたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） もう1点確認なのですが、警察からいいですよと、確定しましたからオーケーですよということがあれば、速やかにどういう方法で公表されるのか、その辺を御答弁ください。

それと、あと処分の基準については定めておられる、内容により公表の基準を定めておられるということなので、名称は後ほど教えていただければと思います。

それと、会見基準は、いいですよ、総合的に勘案して判断されるというのは実質的にはそのとおりなんです。

ただ、それをやはり外部にも、もちろん執行部の中でも共有しなきゃいけない。そのためにはやっぱり明文化するということが必要ではないかなと思いますけれど、全くもう今後、そういったことを設けないのか、ちょっとそれはどうなんかなと思いますけれど、今後検討されていくのかどうか、その辺をもう1度期待を込めて質問しますんで、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

田中議員の期待に沿えるかどうかは分かりませんが、やはり、公表する基準というのは、私もやはり重要なことと思っております。

ただ、現状を追って設けるかどうかというのは、ちょっと現時点では考えておりませんが、やはりそういったことのニーズがあるのであれば、今後、他の市町の状況等も調査研究をして考えていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） なぜ検討すると言えないのかなと不思議でなりませんけれど、一応ニーズがあれば考えていきたいということなんで、全く一切つくりませんよということじゃないというふうに受け止めさせていただきますので、また機会があればお尋ねしたいと思います。機会がないことを祈りますが。

それから、次に、ハラスメントについてお尋ねをいたします。

町長と病院事業局の御答弁、前回とほとんど変わらないというんですか、それはそのとおりでしょう。周知もし、研修もし、通知もしていると。

それはそれでいいんですが、私が前回お聞きしたのはこういう事実がありますよ、確かに事実かどうかは私が聞いただけなんで、それが本当の正しい事実なのかどうかは分からないけれど、そういった声がありますよと言ったことに対して、あまりそこは把握されていないような印象を受けたんで、そこら辺をきちっと町として、これも事実関係ですけど、把握しなきゃいけないんじゃないんですかということをお願いしたんですけど、それに対して3か月ありますんで、その間に何か調査をされて、事実関係、具体的にこういった事例がありますよとかいうようなことを把握されたことがあるのかなのか、それをまずは御答弁いただけますか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 先ほど町長が御答弁したとおり異動希望調査というのを全職員に対して行っております。その中で自由記入欄がございます。そこにいろんなハラスメントの記載があれば、町としては、聞き取り、本当にハラスメントなんかどうなんかという事実も、確認するのが第一であります。

令和4年第4回定例会の後にも、今年度から新たな取組として、前回の令和4年第4回定例会でも申しあげましたけれど、人事行政班長による面談を行っております。そういったことも、本人からの聞き取りもふまえたうえで、次はどうなんか、それが本当に事実なんかどうなんか。

ハラスメント、パワーハラスメントに特化した答弁になってしまうんですけど、やはり職場のパワーハラスメントの概念については、要素がいろいろあります。その中で、それと照らし合わせたうえで、本当にそれがパワーハラスメントにあたるのか、ただ指導にあたるのか、そういったところも考えていかないといけないとは思っております。

従いまして、今回の聞き取り等を行ったうえで、パワーハラスメントまでは私は行かないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問でございますが、病院事業局においては各施設に出向いて実態調査をしたわけではございませんが、相談窓口のあり方、相談、田中議員のところには声が届いているのかもしれませんが、病院事業局には声が届いておりませんので、そういったことで相談窓口を知らない職員とか、相談する方法等が分からない職員もいるということから、全職員にハラスメント相談一覧表とか相談方法等を周知しましたけれど、実際、一般質問、その周知以降、相談事例がありませんので、不十分であるというふうに考えました。その後、実際アンケート調査でそういった実態があるのかどうか把握しようと努めているところ です。

あと、労働組合とも協議をして、こういった形で職員が相談した場合、どういう形で相談していただけるか、そういったことに努めているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） さっき中元総務部長が御答弁いただいたのは、教育委員会も含めてということでよろしいのかどうか、もう1回御答弁をお願いいたします。

それと、さっき事例にあたるのかどうかという、中元総務部長の御答弁がありましたんで、ちょうどいいんですが、パワーハラスメントの類型で結構なので、町が定めているものがあればそれで結構ですし、国が定めているものがあればそれでも結構なんで、こういった類型があるのか、改めてちょっとここで教えていただけますか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） すみません、今、田中議員から御質問いただいたのはちょっと別なんですけど、先ほど正式名称について後ほどお知らせするというところでございました。正式名称が、周防大島町職員の懲戒処分等の公表基準というのを定めております。公表する処分等、内容については、所属、職位、年齢、処分年月日、処分内容、処分理由を公表するというふうに定めております。

次に、教育委員会、先ほどのハラスメントの件でございます。教育委員会も同じようなことなのかということでございます。教職員を除く事務局のほうも、町の職員と同様の考えでございます。

次に、類型については、周防大島町職員のハラスメント防止等に関する指針を定めております。その中に記載をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） いや、その指針を定めておられるなら、その指針におけるハラスメントの類型、簡単で結構なんで御説明いただけますか。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいま田中議員から、パワーハラスメントの類型ということで御質問をいただきました。

指針に定めております類型は、全部で6類型でございます。1、身体的な攻撃、2、精神的な攻撃、3、人間関係からの切り離し、4、過大な要求、5、過小な要求、6、個の侵害、簡単に言いますとこの6類型でございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 国の指針と同じということなんでしょうけれど、それには具体例も示されているんだろうと思うんですが、前回のこの一般質問をした後に、そのときもいろいろ

御相談は私はいただいていたんです。それから後にも、また新たにこういうことがありますという御相談も受けています。

だけれど、町としては、病院事業局は今調査中、アンケートを通して実態を把握中ということなんです、町長部局と教育委員会については特にパワーハラスメントにあたるようなものはないというような御答弁がありましたけれど、それは、今は町長部局、教育委員会ではパワーハラスメントに該当するような事例はないという判断でよろしいのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） パワーハラスメントについてあるのかないのかという結果でいうと、パワーハラスメントはないんですが、やはりそれぞれの部署において、言動がちょっと荒くなったり、不適切な発言等があるというのは分かりましたので、そういった分については、やはり私からその上司には注意を行っております。

ですが、それがイコールパワーハラスメントとは思っておりません。パワーハラスメントの要素が、先ほどいろいろ梅木総務課長からありましたように、それに全部該当するかというようなことを照らし合わせますと、それが全て該当するとは思っておりませんので、ただ、不適切というところとちょっと誤解を招きますけれど、言動にちょっと言い過ぎた感があるようなこともありましたので、そこは注意をさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その不適切な言動というのが、どういったものか分かりませんが、その不適切な言動はあったが、パワーハラスメントには該当しないということを判断したのは、誰が判断したんですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 判断は誰がしたかという御質問でございます。一応、面談というか、先ほど申し上げましたように、配置転換希望票に書かれた自由記入欄の文言および聞き取り調査を行ったその内容については、一応全て町長まであげております。

それで、最終的というところとあれなんですけれど、パワーハラスメントではないと考えたのは、私もいろいろ協議をした結果、そういうふうに認識というか、パワーハラスメントではないというふうに理解をしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分かりませんが、要するに中元総務部長が判断された後、その判断を、決裁をあげて、町長もそれは確認済みですという意味なんです。確認というか、追認しているということですか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 町長、副町長に決裁を取ったわけではなく、あくまで自由記入欄に書いていた文言とか聞き取りを行ったものについて、供覧という形で、報告という形でさせていただいております。

最終的に、私も町の定めた基準、指針に沿って照らし合わせて考えておりますので、それに全てに該当するというふうに認識をしておりますので、私のほうでパワーハラスメントではないと。

しかしながら、言動等によって相手方もパワーハラスメントと取られるようなことがあるというふうにあったので、直接私から部の長にないし注意喚起を行っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 中元総務部長はそうやって、この事例に該当しないからパワーハラスメントではないと判断されたということなんでしょうけれど、それはそれで1つの判断なんでしょうけれど、ただ、それをどういう、私はこういう問題は1人の職員が判断するという問題じゃなくて、やはり非常に微妙なというか、センシティブな問題なんで、やはり第三者委員会みたいなのをつくって、そこで評価・判断すべきだろうと思います。

今、本人からなんですか、面談をしてということも言われましたが、その面談というのは誰を相手にどういう場面というか、どういう場所で、どういう形で、どれぐらいの時間をかけて面談をされたのか、聞き取りをされたのか、それがあれば御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 面談というのが、パワーハラスメントとかセクシュアルハラスメントだけの面談ではございません。当然、業務の内容とか職員の日頃の不平不満、そういったことも全て含めたうえでの面談でございます。

当然のことながら、職員それぞれ思っている内容が、まちまちでございます。当然、短い時間もあれば長い時間もあります。

そういったことを含めると、どれぐらいの時間でというと、私が直接面談をしているわけではないんですが、やはり長いので20分、30分かかるケースもあります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 要するに、人事に関する面談の中でそういう話が出た、個別に相談を受けたわけじゃないということなんですね。こういうパワーハラスメントがあるんですよということを該当する職員から相談を受けて、それに応じて対応してやったわけじゃないということだと思いますが、それをもとに判断できるんですか、そういう形で。

私が、ちょっとイメージしたのは、こういう事例があるという相談を受けて、中元総務部長が話を聞きましょうと言って、具体的な話を聞いて、もちろんその部署で、それ以外の該当者以外の人からの話も聞かないといけないでしょう。そういった調査を当然やられたうえで、このパワーハラスメントじゃないという判断をされたんだろうなというふうに受け止めたんですが、そうじゃないということなんですが、面談自体も中元総務部長がやられたわけじゃないということは今言われていたんで、それはちょっと、何ていうんですか、判断の過程として不十分なんじゃないですか。ちょっと補足があれば説明してください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 2つあります。

1つは、先ほどから申し上げたとおり、配置転換希望票の自由記入欄に書いている記載事項、それとは別に人事行政班の方で実施をしております個別の面談、それにおいて相手方というか、自分がパワーハラスメントを受けたというような内容のことは面談をしております。

その言われたことに沿って、何度も申し上げますけれど、町の定めた指針に照らし合わせたうえで、その所属する長ないし管理職については、私のほうから聞いております。

そういったことも含めたうえでそういうふうに判断をしたんですが、一応、全てパワーハラスメントにあたら……、全てという言い方がちょっと難しいんですが、やはり注意すべきことは注意すべきであるということで、私のほうはその管理職に対して注意喚起、指導ないし注意を行っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、パワーハラスメントの話をしているんで人事のどうこうというような、関係のない御答弁は御遠慮いただきたいと思いますが、さっきたくさんあるので時間とかそういうのは分からないということだったんですが、パワーハラスメントについて個別の相談を受けたのであれば、それについて対処した時間とかどういう方法を取ってその対策をして、パワーハラスメントじゃないという判断をしたのかどうか、それはそんなに件数があるわけじゃないから覚えておられるでしょう。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時12分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 田中議員のハラスメントに関する御質問で、個別の案件ということだったと思いますが、田中議員のところに直接情報が行っているものと、総務課が把握している

ものが同じものかどうかというのもちょっと分かりませんが、令和4年第4回定例会で田中議員から御質問いただいた件に該当するような案件があるのかないのかを調べるために、先ほど申し上げた異動希望調査の自由記入欄であるとか、中元総務部長宛ての直通メール等々の内容を確認したところ、先ほど来より中元総務部長が答弁しておりますような案件がありましたので、そういう案件については、中元総務部長のほうで適切に対応して、指導の仕方等の指導をしたというところがございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の御答弁じゃあちょっとよく分からないんですが、私がお聞きしたのは、中元総務部長が先ほどの答弁で、パワーハラスメントに該当するようなものはなかったという、具体的な事例はあったけれど、調べてみたらパワーハラスメントではなかったと、認定したと、そういう判断をしたということだったので、それはどういう方法で、例えば当事者とか、その管理監督者とか、同僚とか、そういう方に聞き取ってやったとか、分かりませんよ、私は、当事者ではないんで。

それと、私が相談を受けたという案件は、ちょっと置いちゃってください。中元総務部長がさっき言われた、パワーハラスメントを判断しなかったということについて、どういうプロセスをもってそういう判断に至ったのか、その辺の方法とか時間とか、そういったことを教えてくださいってお願いしたんですが。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） プロセスについてでございます。先ほど来から御答弁をさせていただいております。

当事者という言い方がちょっとあれなんですけれど、そういった相談があった職員については、人事行政班の方で聞き取りを35分ぐらいしております。その中の聞き取りを行った分の報告というのは、町長以下、私どもも見ております。

そのことをふまえたうえで先ほども申し上げましたけれど、町のパワーハラスメントに関する指針を定めております。それに照らし合わせたうえで、パワーハラスメントまでは行かないというふうに認識をしており、考えております。

しかしながら、やはりそういった疑いを持たれる、そういった本人が思っておられるということを考えて、その所属の管理職には私から、何度も言いますけれど、指導ないし注意を行っております。

周りの職員からも、第三者の聞き取りも、指針には書いております。

ただ、その分については、もう判断ができないような状況については、そういったところまで

広げてやりなさいよというような指針を定めておりますので、今回はそこまでは行っていないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 町にはそういったハラスメントの対策する、検討するというんですか、判断するというか、そういったことについて取り扱う組織というのはないんですか、機関というのは。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 機関として町にあるのかというような御質問だったと思います。

衛生委員会というのがございます。しかしながら、この衛生委員会も近年は開催をしております。こういったことを契機に、再度開催をしたいというふうには思っております。

現在、そういったことの相談等については、やはり町の総務部総務課が管理をしておりますので、そこはしっかりと、パワーハラスメントが起こらないような組織づくりに努めたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私が何度もお聞きするのは、どうも御答弁を聞いていると、何となくハラスメント対策というものにどれぐらい力を入れられているのかなというのが、非常に心もとないなと思うんです。

組織としてハラスメントを検討するというんですか、議論する衛生委員会があるけれど、それは開催されていないと。

前回の質問で、第三者の相談機関を設けなきゃいけないんじゃないかというふうなことを申しましたが、それはちょっとまだ先の話のようなイメージにしか私は受け取れません。今の町の姿勢を見るとです。

さっき中元総務部長は、事実関係を確認しなきゃいけないから、当事者の言うことを聞くだけで分からないと言いながら、さっきの御説明では、30分ぐらい聞き取りをして、あとは指針に照らして判断しますということだったんですが、私はそういう簡単な問題じゃないと思うんです。

それというのが、結局、私が何で今回また質問しているかといったら、令和4年第4回定例会の一般質問を受けて、その後、もうそういった相談がないというんだったら、確かに町の執行部の方でやられている対策が功を奏しているんだろうと思うんですが、それ以降もまた新たな相談案件があった。それが、どこまで今ここでそれがハラスメントであるかないかというのを言っているわけじゃないんです。そういう事実があるということは、当然、執行部が、それは先に認識しておくべき話だと思うんです。

そういう事実があるから、要するに町の今のそういうハラスメント対策の機関、機能していないんじゃないか。ハラスメント対策のそういう仕組みが機能していないんじゃないかと。ハラスメントを取り扱う衛生委員会がもう何年も開催されていないと、そこだけを見ても不十分なんだなというふうに思います。

今日はこれ以上求めても、多分、実効性のある答えは得られないと思いますが、やっぱり実際にハラスメントかどうかという話じゃなくて、実際に苦しんでいる職員がいるんです。町長部局とか、教育委員会とか、病院事業局、町の組織の中に実際に悩んでいる方がいらっしゃるんです。

だったら、それはやっぱりいつも、この件じゃないですけど、町長が言われるように、やっぱり職員は守らなきゃいけないし、大切な人材なんです。

今は、部下が上司にパワーハラスメントをするということもあるようなんですけど、おおむね若い職員が苦しんでいる。やっぱりそこでこの町を見限るといようなことがあつては、大きな損失になると思いますので、こういったハラスメント対策をもっと本腰を入れて、実効性のある対策を、一気に解決できなくても、難しい問題なんで、そこは一步ずつでもいいから改善する努力というのをさせていただきたいなと思います。

今、現状がこれだからいいんですよと、問題ないんですよと言いながら、結局そこは、私としては町の執行部の今の認識は現実と乖離した答弁だと受け止めています。

それが、執行部には執行部の言い分もあるでしょう。だけれど、現実としてそれがあつたということは、やはり何らかの問題があるんですから、そこはやっぱり町長として、この組織のトップなんですから、そういうことがないように一步ずつでも対策を講じていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、ちょっと最後に町長から御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 今、町長にということだったんですが、私からちょっと1つ町長が答弁する前に申し上げたいと思います。

田中議員のところに相談行かれちゃつたことは、言うなということでもございましたけれど、ただ、それが本当に田中議員も当事者からのことしか聞いてないということだったと思います。

それが本当にパワーハラスメントであれば、私どもも対策というか、対応しないといけないというふうに思っておりますので、その辺は御理解をいただけたらと思います。

それと、やはりパワーハラスメントとかハラスメントが起きるその要因というのは、田中議員もおっしゃられましたように、やはり2つあると思うんです。1つは、個々の倫理観の欠如が1つ大きな問題でありまして、もう1つが職場間のコミュニケーションの希薄化があると。やはりそういったコミュニケーションの希薄化が見られると、どうしても誤解や不満が一気に出るということがあろうかと思つています。やはり町としては、その2点について重点的に対策を講じてい

かないといけないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員から御指摘をいただいた点につきまして、私も、この周防大島町の組織を見ておまして、ハラスメントまたパワーハラスメントということについて、職員それぞれで、例えばストレスチェックであったり、また、産業医の方に相談もできる。そしてまた、組合もあります。そういった相談できるところがある。そして、加えて中元総務部長直通のメールがあったりということで、そういった声を上げるということについては、割合場所はあるのかなというふうに感じています。

ただ、それを田中議員御指摘のように、生かしていないという現状があるということは、田中議員に直接お話に行かれた方もおられるということなので、それはしっかりと受け止めないといけないことであると認識しています。

やはり、こういったパワーハラスメントであったりハラスメント、容姿であったり、ジェンダーであったり、仕事ぶりであったり、そういったことに職員全体の意識をもっと高めていくためにも、研修をしていくこと、もちろん大事だと思いますし、何より受ける側の、やはり誠実に受けているか。職員一人一人の声を誠実に受けているのかどうかということをいま一度しっかりと我々も考えて、職員、先ほど田中議員おっしゃっていただいたとおり大切な人材でありますので、しっかり育てていくためにも各部署、そして、上司それぞれの皆さんにしっかりと対応をいただくということを徹底してまいりたいと、このように思っております。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中豊文議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、山根議員の質問に対する答弁の中で、発言の訂正をさせていただきたいとの申し出がありました。これを許します。重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 先ほど、山根議員の質問に対しまして、答弁誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

ファミリー・サポート・センターの関係で、3割の方の人数について、58人という御答弁をさせていただきましたが、88人の誤りでございました。訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時31分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、山中正樹議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 公明党の山中正樹でございます。

はじめに、令和4年8月にハワイから周防大島町に移住された御夫婦と縁があって知り合うことができました。その方に、なぜ周防大島町に移住したのですかと聞いてみますと、本来岡山県に移住を予定しておられたそうですけれども、瀬戸内のハワイを一度見ておこうと思い、役場を訪ねたところ、職員の方に丁寧に空家を案内していただき、その真心と優しさに感動し、移住を周防大島町に決めたということでございまして、職員の方々に深く御礼を申し上げます。感謝申し上げます。

今、物価高騰による負担が企業、家庭に重くのしかかっております。公明党は、政府に電気・ガス代軽減や地域の実情に応じた対策、生活困窮者支援などを柱とする追加策を政府に提言しております。

しかしながら、長引く物価高で財源は枯渇しております。そこで、公明党は対策の継続や拡充などができるよう、財源となる臨時交付金の積み増しを政府に要請しています。LPガス料金の負担軽減策など、各自治体で対策がさらに充実することがここで期待されております。

1番目の質問は、旅の楽しみにもいろいろあると思いますが、名所旧跡の訪問で、周防大島町の歴史を感じる地元の食材を使ったグルメで舌鼓、温泉でのんびり等々、そのときの道標になるのがデザインマンホールの蓋ではないかと思えます。

そこで、デザインマンホールの蓋の設置とマンホールカードの発行、さらにはグッズの販売についてお伺いをいたします。

2番目には、自治体の窓口で、申請書類を記入せずに簡単に手続きができる書かない窓口を提案したいと、このように思います。

子育て中の方や高齢者、療養中の方などは、そもそも役場に出向くこと自体が大変であります。役場の窓口で町民の負担を軽減できるよう提案しますが、御見解をお伺いいたします。

3番目は聴覚障害者の五輪と呼ばれるデフリンピックの大会が2025年に日本ではじめて開催されます。デフリンピックが日本で開催されることを機に、デフスポーツやデフアスリートとつながり、そして知ることによって障害に対する理解をより身近に考えることになり、多様性のある社会、共生社会をつくり上げていく機運醸成になると考えるものでございます。

そこで3点お伺いいたします。

1点目は、障害者がスポーツや文化芸術に取り組む環境や基盤整備について。

2点目には、共生社会の構築のための啓発運動について。

3点目には、応援事業、ホストタウンへの参加についてお伺いいたします。

以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 私からは、山中議員の2番目の御質問、書かない窓口の推進についてお答えをいたします。

本町では、窓口での来庁者の皆様の負担を軽減するため、令和4年度から窓口申請支援システムを各総合支所へ導入し、住民票の写し交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、住民異動届の転入、転出、転居について、手書き申請に代わり、タブレットでマイナンバーカードなどの読み取りにより申請書を自動作成し、申請書とひも付けされたQRコードを読み取ることで、自動的に証明書を発行しております。

令和5年度からは、行政手続のオンライン化として、国が運営するマイナポータルから電子申請ができるぴったりサービスの27業務を令和5年4月1日から開始する予定としております。

また、ぴったりサービス以外のその他の手続につきましては、LINE申請およびLOGOフォームを利用した町ホームページからのWeb申請による、各種手続のオンライン化を考えているところでございます。

LINE申請は、LINEのトークを用いた一問一答スタイルで、簡潔にオンライン申請を行うことができ、LINEの町公式アカウントを作成し、友達登録で登録することで、自宅からでも24時間申請が可能となります。

町からのお知らせやオンライン申請もLINEに一本化し、町のデジタル行政の主軸として構築していきたいと考えております。

また、LINEを利用していない方でも申請できるように、町ホームページ上でのWeb申請につきましては、LINE申請と同一の手続を実装してまいります。

申請可能な手続としましては、既に各所管課よりオンライン申請を受け付けている手続等として、まずは水道開栓申請、閉栓申請や後援・共催申請等の切り替えを予定しており、福祉系の申請につきましても、所管課と協議・調整して順次実装していき、今後、件数の多い手続等について優先順位を検討しながら増やしていく予定としております。

窓口における各種手続をデジタル化し、書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口、こちらを実現していくことにより、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化の実現を目指し、住民サービスの向上に努めるとともに、職員の負担軽減にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 次に、山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） 山中議員のデザインマンホール設置およびマンホールカードの発行についての御質問にお答えいたします。

まず、デザインマンホールの設置についてでございます。

現在、下水道集合処理の未整備地区に対する未普及対策事業として、久賀・大島処理区および東和片添処理区の下水道施設の整備を進めておりますが、処理区における下水道用鉄蓋につきましては、安全性や耐久性、経済性などを比較したうえで、スリップ防止つきの次世代型鉄蓋を採用しております。

デザインマンホールは、立ち止まっての見学も想定されますので、公園内であるとか、車両通行のない商店街の中など、安全な場所へ設置することが適切であると考えており、役場庁舎や道の駅の敷地内などの車両が通行しないような安全な場所に、マンホールの設置予定があるかを精査を行ってまいります。

ただし、デザインマンホールの作成には少なくとも100枚は作成をしなければ、1枚あたりの単価がさらに高額となることから慎重に対応させていただきます。

次に、マンホールカードの発行についてでございますが、デザインマンホールやマンホールカードにつきましては、下水道のイメージアップ効果が期待できるものであるとの認識はもっており、今後、デザインマンホールの設置が可能となりましたら、その際に発行の検討を行いたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 次に、重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員のデフリンピック支援と共生社会の推進についての御質問にお答えいたします。

周防大島町における障害者スポーツの推進につきましては、山口県障害者スポーツ協会とつながりを構築しており、障害のある方々の支援をしております。

障害者スポーツの対応につきまして例を挙げますと、本年1月15日、周防大島町陸上競技場において、山口県障害者スポーツ協会の関係団体が主催する中四国・九州地区の視覚障害者によるブラインドサッカー強化試合への協力をいたしました。

また、令和5年5月14日には、ブラインドサッカーの中四国リーグが周防大島町陸上競技場で開催されますが、同団体からは周防大島町陸上競技場をブラインドサッカーの拠点としたいという意向を伺っておりますので、今後の支援対応について、引き続き協議してまいりたいと考えております。

また、共生社会の構築につきましては、社会全体で障害のある方の自立支援や社会参加、さらには生きがいづくりを一層進めていく必要があります。

本町は、県のあいサポート推進事業所に認定されており、毎年職員研修を実施しております。柳井圏域では、聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得するために、手話奉仕員養成講座も毎年度開催しております。

また、人権教育の推進をより図るため、町ホームページ等を活用した啓発に取り組んでまいり

たいと考えております。

なお、デフリンピック東京大会のホストタウンにつきましては、宿泊所や練習会場のハード面、手話奉仕員を含めた対応できるスタッフの確保など、受入れ要件について十分な確認が必要となり、今後の課題となるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。

はじめに、デザインマンホール設置と、マンホールカードについてでございますけれども、ちょうど2025年、2年先ですけれども、大阪・関西万博が開催されます。このときに1つの大阪をアピールするためにデザインマンホールの作成・設置が進んでおります。市内で約200か所、その次の年にはまた200か所と、これの目的というのは、観光客にあわせて外国人が大阪に来たときに、それを見たときに非常に感心をする。なぜかという、こういうデザインマンホールというのは世界にはなくて、日本だけの文化であるようでございます。

従いまして、私どものこの周防大島町にもこういったものの、規模は小さくて結構なんですけれども、そこにあわせて作成・設置していただいて、お願いできたらなとこのように考えるわけでございます。

さらに、それに伴って付随してまいりますのがグッズでございます。キーホルダーとかマンホールのレプリカ、それからストラップなど、こういったものをインターネットを使って販売、さらには役場の窓口などで販売をすることによって、周防大島町を周知していけるんじゃないかなと、このように考えております。このデザインに関するグッズの販売について、少しお答えをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本上下水道部長。

○上下水道部長（山本 正和君） デザインマンホールとマンホールカードに付随して、さらにグッズを作成して販売したらどうかという御提案ですけれども、下水道課で考えますと、グッズも下水道のイメージアップにつながるものと考えられないわけではございませんが、今のところデザインマンホールをまず設置するような条件が整わないと、そういったものもできないと思いますので、そういうことが条件がそろって、デザインマンホールの設置ができるようになってから考えたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） グッズだけを先に販売するという事は不可能ではありますが、つまり町民が、観光客にこの下水道に関心を持ってもらうというアピールのためのデザインマンホールの蓋であり、デザインマンホールのカードであったり、またさっき言いましたグッズであると、このように認識をしていただけたらいいと思います。

マンホールに関しては、以上で終わります。

その次に書かない窓口ということで、先ほど答弁を町長からいただきましたけれども、ほかの市町に比べれば我々周防大島町は大変進んでいると、進歩していると、このように拝聴させていただきました。

何も書かずに、最後、提示する免許証であり、マイナンバーカードであって、そこで全ての情報が得られて、職員の方が対応し、最後はその確認のために署名をしていただくと、捺印はありません。そういうことに進んでいけば、確かに大きな時間の短縮、また、職員の方の負担が減るんじゃないかなと、このように思います。

さらに私も調べておりますと、役場の中の各部署がオンラインで結ばれていることによって、さらなる情報が共有できるということがあります。そこに書かない窓口の導入の際には、デジタル田園都市国家構想交付金というものが出来まいりましたが、この点について御答弁いただければお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 山中議員の御質問にお答えいたします。

さきの定例会のときに、当初予算の概要等についていろいろ町長のほうから御説明をさせていただきましたけれども、やはり今回、LINE申請とかそういったもろもろのデジタル化に伴う業務については、当然国の申請を取って、補助事業として進めていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） 分かりました。

それでは、その書かない窓口というのは、町民にとって非常に有意義であるということをご認識していただき、さらなる進歩、また努力をしていただきたいと思います、このように思います。

最後のデフリンピックのことについて質問をさせていただきます。

昨年ブラジルで行われたのがデフリンピックでありまして、聴覚障害の方に対してのオリンピック競技があります。

以前、私も、もう20年か30年前でしたでしょうか。パラリンピックという大会が全く周知されていないときに、朝の番組で某有名なタレントが、このことについて一生懸命毎日のようにパラリンピックのことを説明しておりました。すると、10年ぐらいたってパラリンピックが非常に有名になりまして、オリンピックに勝るとも劣らない形で、参加者またはマスコミが捉えるようになりました。

私たちも、このデフリンピックというものを周知しているかどうかについては非常に少ない方しかないかなと、このように思いますけれども、その認知度というのは16.3%、2021年

ではそういう形だと思います。

しかしながら、私たちはそういったアスリートは多くの感動を与えて、スポーツがこれほどまで心を動かすのかということ、さらにこの分野においても認識をさせてくれることだと、このように思います。

そこで、その環境や基盤整備については、今ほどお伺いしましたように、この周防大島町については、これからもできつつあるんだなど、このように感じております。そのまま進めていただいておりますと、このように思います。

中には、やっぱり手話が、この周防大島町において何名の方ができるのかということ把握されているかどうか、そこだけお聞きいたします。

○議長（荒川 政義君） 重富健康福祉部長。

○健康福祉部長（重富 孝雄君） 山中議員の質問にお答えいたします。

手話通訳者の関係でございますが、今周防大島町では1名でございます。

ちなみに、御参考までに山口県内で約30名いらっしゃるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。いらっしゃることを聞いただけでも、少し安心をいたしました。

それから、次に2点目の啓発活動についてでありますけれども、今御答弁があったような形で進んでいるということで、安心をいたしました。

最後の3点目のホストタウンについては、ぜひ町長のほうに最後御答弁をいただきたいんですが、いろんなホストタウンがありますけれども、今回のデフリンピックにおいては、メインは東京都で開催されるということですので、鳥取県は県知事が手を挙げて、うちはホストタウンをやるよということでやっておられるようではございますけれども、なかなかそこまで東京都からという足の運び、また、外国から周防大島町ということには大変厳しい面があるかも分かりませんが、これを機会にぜひいろんな面で、検討といいますか、いろんな意見を出し合って考えていただけたら、このように思いますが、ホストタウンの参加について、町長に最後御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 山中議員より御提言をいただきましたデフリンピックの支援の中での応援事業、ホストタウンへの参加ということでございます。

私も、この2025年日本ではじめて開催されるデフリンピック、これは大きな事業であるとともに、大きく期待をしております。周防大島町と東京都で開催されるということであれば、か

なりの距離があるところでございますけれども、やはり距離があっても、この大会を盛り上げていく機運を高めていくということは大切であろうと思いますし、山中議員、このように今回一般質問であげていただいて、また地域の皆さんの関心も高まるものだと思います。私、町長からも、しっかりと地域の皆さんにこういった大会がありますよ、こういった意義のある催しがされますよということを周知をしまいたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 山中議員。

○議員（1番 山中 正樹君） ありがとうございます。どこかで大きく発信をしていかないと、こういうものが伝わらないということですので、その発信の市町がこの周防大島町であっていただきたいと、このように思います。

これからもこういったことがあれば、なるべくホストタウンに手を挙げていただきながら、積極的に参加をしていただけるものだと、このように思い、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、山中正樹議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、岡崎裕一議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 議席番号6番、岡崎裕一です。よろしくお願いいたします。

今回、高齢者にやさしい支援とわかりやすい窓口をというテーマで質問をいたします。

役場の職員の方々は、町民の皆様のために御奉仕の心をもって日々お仕事をされていると思います。毎日いろいろな方が役場へ来られたり、電話をされたり、対応に追われているでしょう。申請やお願いに来られたり、時には苦情の場面もあると思います。まさに緊張の連続ですよ。

町民の特に高齢者の方にとって、役場に出向いたり電話をしたりというのは、結構緊張されるそうです。職員の皆様には笑顔と元気な挨拶で迎えていただければと思います。

御年配の方は、とにかく心を決めて来られているわけですから、その場のその課の担当につないであげるとか、担当がいなかったら、後ほどその担当から連絡してあげるとか、できる限りそのときにその場で解決してあげるようにしていただきたい、いわゆるワンストップサービスです。職員の方々もそれぞれ受け持ちの担当もあるでしょうから、1つの窓口で1人の方が全部対応するというのは本当に大変だとは思いますが、どうかできる限りよろしくお願いいたします。

それでは、例えば、御高齢の方がみかん作りをやめるにあたって、その園の借り手がいないというお話をよく聞きます。この場合、みかんの樹を切るという作業をしなければなりません。重要病害虫であるみかんバエなどを増やさない予防のためです。

みかんの樹を切ったことのある方はお分かりいただけるかと思いますが、これはかなりの重労働です。しかも、切って終わりではなく、重い木を全て園の外に運び出さなければいけません。

また、近年、周防大島町の道路が広く便利になりました。まだまだよくなっている途中です。そのため、みかん畑や山などを道路に転用するところも多いようです。道に転用する場合には、みかんの樹を切って更地にして渡さないといけません。これもまた相当な重労働です。

しかし、どこに頼んだらいいのか窓口が分からないという話をよく聞きます。業者を頼むにしても、どの業者がいいのか分かりません。樹を切って運ぶという作業は本当に重労働なんで、われらにもすぎる思いで、ひよっとしたら最初に提示された値段と違う請求をしてくるなど、よくない業者に頼んでしまうかもしれません。

イノシシの被害もまだまだ多いようですが、イノシシの柵も、実際自分一人で設置するとかなりの重労働です。53歳の私でも、終わったときにはぐったりとなるぐらいしんどい作業です。しかも、この重労働は、年齢、性別関係なしで、基本的に自分で設置することになっています。

そこで質問です。高齢者の農作業、特に重労働に対して町としてのフォロー体制はきちんと構築されていますか。されているのであれば、周知はどのようにされて、コストもどのようになっているのかをお尋ねいたします。

耕作放棄地解消支援事業についてと多面的機能支払事業などは利用できないか、あわせて御説明ください。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員の高齢者にやさしい支援とわかりやすい窓口をについての御質問にお答えいたします。

本町の農業振興における特産対策事業の1つかんきつ病害虫特別対策事業は、ミカンバエの発生防止および予防を目的とした柑橘放任園の樹木の伐採を行う事業で、その事業費の一部を町とJA山口県周防大島統括本部が補助するものです。この事業の窓口は、JA山口県周防大島統括本部となります。

また、鳥獣被害防止施設等整備事業においては、イノシシをはじめとする有害鳥獣から農作物を守る目的で、金網柵等の防護施設の資材費の一部を1件あたり5万円を上限に町が半額補助しており、窓口は町となります。

ただし、いずれの事業においても実施方法は申請者個人に任されております。

御質問の作業に対する支援体制について、町としては構築してはおりませんが、平成29年

9月の猪対策特別委員会からの要望により、防護柵等の設置可能な事業者一覧表を各総合支所・出張所の窓口に配布しております。

しかし、既に5年以上経過していることから、改めて確認し、柑橘樹木の伐採が可能な事業者とあわせて一覧表を再度配布したいと考えております。

続いて、耕作放棄地解消支援事業と多面的機能支払事業での利用についてですが、耕作放棄地解消支援事業については、令和5年度から実施予定の新規事業で、現在、耕作放棄地と判断されている土地を再生する目的で、重機などの借り上げ料の一部を補助する事業です。

しかし、主旨が本事業の実施要綱と異なっておりますので、利用ができません。

一方、多面的機能支払事業については、鳥獣被害防止対策としての施設等の設置は交付対象活動の1つとして位置付けられており、設置費用も含めた事業費が認められております。ぜひ、利用いただきたいと考えております。

一方、防護柵の設置および柑橘樹木の伐採費用については、現地までの距離や面積などの立地条件等により異なっておりますので、依頼される事業者の方に直接お問合せいただきますようお願いいたします。

また、設置費用の補助については、高齢化の進んでいる本町において大きな課題と考えておりますので、今後検討してまいりたいと存じます。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 令和3年第2回定例会の一般質問で荒廃園について御質問させていただいたところ、農林課長に耕作放棄地解消支援事業を本町でもやっていきたいとおっしゃっていただきました。そして、本年度予算化していただきました。ありがとうございます。荒廃園に困っている皆様にとってこれは本当に大きな一歩だと思います。あとは、しっかりと周知していただければと思います。

ところで、周知といえば多面的機能支払事業補助金などの周知の際、毎年自治会集会で一応情報を流しているとの答弁をいただきました。少なくとも私は、自治会でその話を聞いたことはありません。

これは、どういうことかと申しますと、恐らく興味のない方には話題にすらならないのだと思います。やはりこういったことは必要で困っている方に、ぜひピンポイントで直接お知らせしないとなかなか周知が届かないと思うのですけれど、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） この件に限らず、施策に対する周知というのは非常に大切なことと思っております。

例えば、今、岡崎議員のお話にあった多面的機能支払事業だけではなくて、ミカンバエ対策事

業も対策事業予算に対して執行がまだ50%から60%のときが多いんです。これは、ミカンバエ対策なので、廃園になったときの対策費用ですので、多ければいいというものではないですけども、そういったやっぱり周知が行き届けばもっと利用をしていただける可能性もあると思っています。

ですから、今御指摘のあった多面的機能支払事業等も、いま一度その周知方法、それから対象とすべき方々については検討して、しっかり周知をしてまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。ここをしっかりとやらないと、また新たな耕作放棄地が増えてしまいます。

J A山口県では、慢性的な人手不足だそうです。私がJ A山口県に問合せたときには、人手は自分で探してくださいとのことでした。

ちなみに、私もJ A山口県周防大島青壮年部に所属させていただいておりますが、先日部長にお尋ねすると、今まで一度も委託の話は来ていないそうです。人手について、町とJ A山口県との連携はどうなっているかをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（瀬川 洋介君） J A山口県との連携はいかにかという部分についてお答えをしたいと思います。

J A山口県との協議や会議というのは、常に開いております。常に開いておるといのが、例えば寒波が襲来したときの対応、害虫が発生した時の対応、そうやって随時協議、会議を持っていくものもあります。

それと、常時開設しているというか、会議として、農業連絡会議、農業連絡技術会議というものを月1回必ず設けております。これは、J A山口県周防大島統括本部やJ A山口県、これ小郡の本部です。それから県の農業振興課、それから県の農林水産事務所、それから山口県柑きつ振興センターなどが一堂に会して、農業に対する協議を実施しているところです。

町としましても農業に対して有効な施策を取っていくためには、農業に対してある意味プロフェッショナルであるJ A山口県の御意見というのは貴重でありまして、その中の協議の中からいろいろな施策を打っているところですので、今後もしっかりと協議を続けて、有効な施策が実施できればというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） これは要望になりますが、先ほど申しましたように、例えばJ A山口県周防大島青壮年部では元気のいい青年がたくさんいます。彼らにとっても、空いた時間の有効活用ができるような、何かそういった施策を町としても積極的に進めていただければと思っ

ております。

最後になります、これまで周防大島町のみかんを支えておられた大ベテランの皆さんが農業をやめられるときに、私どもはきちんと敬意を持ってしっかりと対応していくべきではないかと思ひます。最後に、何か町長からございましたら一言いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 岡崎議員から御提言をいただきました。やはり町の重要な基幹産業であります柑橘の栽培については、周防大島町においても大切な産業として力を入れていくべきものと思ひております。

また、岡崎議員御指摘の、今までベテランの農家さんが作ってこられた園地をしっかりと守っていく、そしてまた、そうでない場合はしっかりと補助をしながら、耕作放棄地にならないようにしっかりと受け継いでいくということを考えてまいりたいと思ひております。

また、JA山口県周防大島青壮年部の皆さんとも、いろんな御意見をいただきながら、この周防大島町の農業の未来についてもしっかりと御一緒に検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（荒川 政義君） 岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岡崎裕一議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、竹田茂伸議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 議長より質問の許可をいただき、ありがとうございます。それでは、通告書に従い、質問をさせていただきます。

2022年12月20日、改正道路交通法に関する政令が閣議決定されたことにより、2023年4月1日から、自転車に乗車する際には年齢に関係なく、全ての人々がヘルメットを着用すること、また他の人を自転車に乗せる際にもヘルメットを着用させることが努力義務となります。

しかし、警察庁の統計によると交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は、2016年以降増加傾向にあり、2021年中には6万9,694件もの自転車関連事故が発生をしています。

さらに、2017年から2021年までに自転車乗車中の事故で亡くなった2,145人の身体の損傷部位を調査した結果、頭部を損傷した人が1,237人と全体の約58%を占めることが明らかになったほか、ヘルメットを着用しなかった場合の致死率は着用していた場合と比較し

て約2.3倍高くなることも判明をしています。

このような背景もあり、児童や幼児だけでなく、全年齢のヘルメット着用義務が努力義務化されることとなったと考えられます。

高齢者の多い町内において、町民の安心と安全を守る観点から、対応策等について町長の見解を伺います。

次に、この数年、相続の制度が大きく変わる中で、政府は相続税の課税強化方針を決定いたしました。40年ぶりの相続大改正から3年、2022年の再改正により、時間をかけて少しずつ遺産を減らしていく相続税対策が使えなくなるおそれがあり、この先3年で相続の常識が激変すると予想されています。

例えば、不動産の相続登記には期限がなかったものが、2024年から死後3年を過ぎると10万円の過料や、不動産所有者が転居した場合、住所変更登記も期限がなかったものが2年を過ぎると5万円の過料など、早期に不動産の名義変更や自宅以外の不動産の住所変更の手続が必要になる予定です。

については、今後、特に空家の相続登記漏れが増えると予想されることから、町長の見解を伺います。

3番目でございます。

令和5年1月31日、政府が水や食料、寝具などの災害用物資の備蓄に郵便局を活用する検討に入りました。郵便局の空きスペースに自治体が用意した物資を災害が起きたとき、郵便局の車で避難所に運ぶことで、住民サービスを維持するそうです。

また、日頃から地震や津波などの災害に備え、自分たちの地域にどのようなリスクがあるのか、避難に手助けが必要な方がどこに住んでいるのかなどを把握しておかなければなりません。

このことから、町内のどこに住んでいても安心して暮らせる対策として、各自治会の自主防災組織と防災士の連携が必要と考えます。

については、次の内容と町長の見解を伺います。

1点目、町民の防災意識の定着度合い。

2点目、町内の防災士と活動状況についてでございます。

4番目の質問といたしまして、令和4年第3回定例会の一般質問でも、オンライン診療について質問をしましたが、周防大島町ではメリットがないと石原病院事業管理者は答弁されました。

質問の終わり頃には、石原病院事業管理者から、10年、20年先にはドクターが動けないのが必要、町長からも、医療が基本であり、将来的にはオンライン診療は大変期待ができる。周防大島町も努力していかなければと、前向きな答弁をいただいています。

オンライン診療は、今や全世界で広まりつつあります。ニーズがあるということです。対面で

診察することが重要なことは十分理解していますが、災害などにより道路が寸断され、医師や看護師が通勤できない、現場に行けない、患者が移動できないなどの非常時の際、オンライン診療が効果を挙げています。全国的に過疎化が進む中、現在は緊急時の補完的な医療として体制ができてつつありますが、町内において医療従事者が高齢化する中、地震や津波などの非常時における最善の医療体制について、町長の見解を伺います。

4点よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 竹田議員の御質問のうち、私から、2番目の相続登記費用の助成をと、3番目の町内に防災士の配置を、こちらについてお答えをいたします。

はじめに、相続登記費用の助成をについてです。

不動産登記法は、令和3年4月28日に公布された民法等の一部を改正する法律により一部改正をされ、令和6年4月1日から施行されることとなっており、相続登記と住所等変更登記の申請が義務化されることとなりました。

この背景には、都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等による地方を中心とした土地の所有意識の希薄化や土地利用ニーズの低下に加えて、現行法のもとでは相続登記申請をしなくても不利益を被ることが少ないという実態がございます。

相続登記や住所変更登記のなされていない土地である所有者不明土地は増加傾向にあり、このままでは高齢化の進展による死亡者数の増加等により、所有者不明土地の増加に拍車がかかり円滑な公共工事や復旧・復興事業、そして、土地の民間取引などの土地利活用の阻害や土地が管理不全化し隣接する土地への悪影響の発生につながる等、問題がさらに深刻化するおそれがあります。これらの問題に対処できるよう、不動産登記法が改正されたものと理解をしております。

竹田議員御指摘のとおり、法改正により相続登記や住所変更登記が義務化され、同時に罰則規定も設けられましたが、この罰則は正当な理由がなく登記申請をしなかった場合にも課せられるものであります。

なお、国においては法改正にあわせ、相続登記の申請義務の実効性を確保するために、登記手続における資料収集等の負担軽減策や登記手続における費用負担軽減策なども導入されることになっております。

本町といたしましては、今般の法改正が所有者不明土地の発生の抑制につながることを期待しているところです。

また、登記申請は法律による義務規定であり、永続的に行われる行為であることや、国において費用負担軽減策も講じられていることから、町として独自の費用助成は現状では考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、住民の皆さまに対しましては、固定資産税の納税通知書送付の際に、法改正に伴う相続登記義務化などについてのリーフレット等を同封し、お知らせする予定でありますことを申し添えます。

続いて、次に、町内に防災士の配置をについてお答えをいたします。

1点目の町民の防災意識の定着度合いについてでございますが、町として数値でお示しできるものは、自主防災組織の組織率で、令和5年2月末現在で全世帯の48.9%となっております。これまでも共助の根幹である自主防災組織の組織率向上に積極的に取り組んでまいりましたが、約半数の世帯については、いまだ組織化されていないというのが実情でございます。

災害時に1人でも多くの命を救うには、自助・共助による人の力が重要です。いざというときに動ける組織を増やし、リーダーを育成することは大変重要なことと考えており、今後も、日頃からの地域のつながりを通じた取組によって、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や、連帯感を基本とした避難支援体制の確立を目指し、呼びかけを行い、取り組んでまいります。

次に、2点目の把握している町内の防災士の人数と活動状況についてです。

防災士は、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する資格であり、令和5年2月末現在で、全国に25万440名、うち山口県内は2,679名が登録をされています。

本町においては、資格をお持ちの方は多数おられると聞いておりますが、現在のところ町が把握している防災士は5名であり、山口県が平成25年度から実施している自主防災アドバイザー制度を受講され、その後、防災士の資格を取得された方々でございます。

活動の状況につきましては、自主防災組織や学校等で開催される防災訓練の指導や、学習会での講演等をされておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 竹田議員の自転車のヘルメットの着用義務についての御質問にお答えいたします。

これまで自転車利用者のヘルメットの着用に関しては、13歳未満の子供に対して、その保護者に努力義務が課されておりましたが、このたびの改正で全ての運転者・同乗者へのヘルメット着用が努力義務とされたところでございます。

これを受けまして、本町においても令和5年度交通安全活動の重点対策として、自転車の交通ルール遵守を新たに追加し、街頭で行う交通キャンペーン等をはじめとする啓発活動において、重点的に広報・啓発を行う予定としております。

自転車は、運転免許をお持ちでない方には欠かせない乗り物であるとともに、環境に優しく、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実など、世代を超えて気軽に利用できる便利な乗り物である一方で、重大な事故を起こし得る乗り物でもあることから、今後も、子供や高齢者の

方々が安心して外出・移動することができる交通社会の実現に向け、交通安全の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 竹田議員の遠隔医療の導入準備についての御質問にお答えいたします。

町内において、地震や津波などの非常時における最善の医療体制についてですが、本町においては、地震災害、災害予防、災害応急対策および復旧・復興に関し、地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とした周防大島町地域防災計画を策定しております。

災害発生時における医療救護は、町内の医療機関や大島郡医師会等の協力を得て応急治療を行い、応急治療では十分ではない中等傷および重傷者等については、二次医療圏ごとに定められています災害拠点病院が、医療救護活動を実施することとなっております。

情報通信技術等の著しい進歩により、オンライン診療に対する要請が高まってきたことから、平成30年3月にオンライン診療の適切な実施に関する指針が出され、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講することとなっております。

東和病院では、医師4名が受講し、院内での感染リスク等で来院に不安を感じる方、また当日都合が悪く来院が難しい方などのために、オンライン診療を開始しております。

今後、他の医療機関についても、患者の利便性や負担軽減のため導入について検討してまいります。

このように、オンライン診療は医師の不足する地域において有効なものであり、新型コロナウイルス感染症の流行により活用が拡大されていますが、災害発生時には、通信環境が維持できているかなど不安要素があります。

災害時には、町民の生命の確保を図るために、周防大島町地域防災計画に基づいて迅速に対応しなければならないと考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 答弁ありがとうございます。よく分かりました。

それでは、少しお聞きしたいと思いますけれど、ヘルメットの関係でございます。2022年の着用率が9.9%なのですが、そのうち65歳以上の高齢者が3.6%、小学生が25%、中学生が39.1%、高校生が25%という数字になっております。

それで、山口県としましても、令和5年3月9日から令和5年3月15日まで、交通安全・高齢者の交通事故防止県民運動というのがあるんですか、キャンペーンをして、個別訪問したり、老人クラブの出前講座を実施しております。これはこれで、私も結構なことだと思っております。

それで、さらにまた本町では、中学生には通学防犯安全対策事業ということで、反射ベスト、防犯ライト、ヘルメットも支給しているということで聞いております。

そういった中で、私が心配なのが、どんな取組でもキャンペーンをしたときには、皆さん意識がそっちに行きますので、それはできるんだろうと思います。

しかし、慣れてくると、やはり努力義務でございますので、罰金もかからないということで、恐らくまた元に戻るのではないかと心配しております。

そういったことも含めて、先ほど町長からも、国からの援助というんですか、支援もというような話が出ましたから、それはそれで私も安心しておるんですが、ヘルメット自体が、だいたい値段が5,000円前後ということで、町長としては、何も支援を考えていないと言われたんですが、これは要望ということで、ぜひともヘルメットの購入の助成といいますか、そこら辺りも、もしあれだったら検討していただけたらと思います。

それに、次に、相続登記の関係でございます。令和5年3月19日に、周防大島町後援による日本司法書士連合会の中国ブロック会事務局から島しょ部の法律相談がございました。司法書士が中心になって、そういった相続の問題などをいろいろやっておる中で、先ほど町もしっかり周知をするということでお聞きしましたので、少し安心したんですが、やはり心配しておるんですが、不知といいますか、情報が届かない方もおられると思います。そういったことで、ちょっと再質問になりますけれど、国土交通省の2020年度の数値を見ますと、全国で55万9,100筆の登記簿がある中で、所在不明が12万4,249筆、24%です。このうち、所有権の未登記相続が8万4,000筆で62.6%ということで、たくさんというんですか、大変多いんだろうと思います。

町内の名義変更しなければならない件数等は、把握していますか。分かれば教えてほしいんですが。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 件数自体は、把握は現在しておりません。ですので、ちょっとこの場で申し上げることができないのを御了承いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。分かりました。

それで、一応参考に全国の例を見ると、相続の登記費用の助成をしておるところ、先ほど助成もちょっと難しいという話もありましたけれど、先進地の事例として、静岡県三島市などが5万円ほど支給するというような事例もありますので、ぜひ参考にさせていただけたらと思います。

次に、防災士の関係でございます。令和5年2月6日にトルコ共和国とシリア・アラブ共和国で大きな地震が起きて、今現在5万人以上の方が亡くなっているということで、本当に大変だな

というふうに感じております。

そして、町内の、先ほど自主防災組織の話もありましたけれど、私がいろいろ調べてみるのに、全国でもいろいろな地域がありますけれど、中学生による防災リーダー養成講座とか、小学生によるトランプの神経衰弱で防災授業とか、いろいろな取組をやられているところがあるんですが、私がちょっと気にかかっているところが、自主防災組織の防災意識の面で、先ほど町長から数字が示されました。48.9%ということで、75組織の4158世帯ですかね。これはこれで結構なんでございますが、ちょっと私が気になるところが、自主防災組織の意識というんですか、実際にもし南海トラフ巨大地震とか大きな地震が来たときに、ぱっと動けるか動けないかといったときに、すごくちょっと私はどうなのかなと思っております。

そこら辺りはどんなですか。数値的には約5割くらいまで行ってますけれど、私は定着化していないと思っておるんですが、自主防災組織は機能していますか、どんなですか。答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 自主防災組織が実際機能しているのかというような御質問だっと思います。

先ほど町長が答弁申し上げたとおり、町内で、全体で約50%が組織をされております。

自主防災組織、やはり地域ごとに災害が異なるわけでございます。例えば海岸線であれば、津波のほうが一番怖いと、山側であれば土砂災害とか、河川の近くであれば洪水とか、それぞれ地域によって危険な災害というのは異なるものでございます。やはりその地区ごとに自主防災が、自主的にどういった災害で対応するのかというのは、常々皆さん考えておられるというふうに思っておりますので、当然町としてもいろんな自主防災組織に対する支援というのは行っております。

その中でも、やはり訓練の支援、資機材の支援、そういったものの支援について申請をいただいておりますので、私どもといたしましては、全ての自主防災組織が実際に機能しているというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 中元総務部長、ありがとうございます。今日一番聞きたかったのはそこなんですけど、私も自治会でくれた、行政からの組織図を見た中で、どうも役員が替わったりとか、自治会ですから、それぞれ今言われるように違うんですけど、どうも機能していないなど私は思っております。

そういったことで、少し提案させていただきたいんですけど、東日本大震災がありました。大変な大地震だったわけですけど、そのときに郵便局と周防大島町が地域見守りネットワーク

事業に関する協定というのを結んでおります。なぜ結んだのかというのが、やはり東日本大震災のときに居場所が分からず、それを探して郵便物を届けたということで、やはり顔を知っておる、面識があるということがすごく生かされたということで、そういうネットワークができたんですけど、そういったことで、この間もちょっと地域活性化・害獣・防災対策特別委員会でも私、言いましたけれど、防災士、先ほど町長は町内に5名と言われましたけれど、郵便局長はほとんど持っておるんです。ですから、今15局であるから15人、今ちょっと入れ替わりましたので、15人は持っていないかも分かりません。

ぜひ、今日提案したいのが、自主防災規約（例）の第4条項目6に、他組織との連携というのがございます。地域の防災士とやはり自主防災組織が連携をするというのがございます。ぜひとも、そういったのも活用していただいて、私の思いでは、例えば屋代地区は屋代郵便局長が顔が分かる、当然そういったこともみんな分かりますから、そこを管理しながら、町のほうに、こういう今状況ですと、寝たきりの人がこうです、車に乗れない方がこうですというような、デジタルを使ってやり取りができれば、本当の自主防災組織につながるのかなと思っております。

これは、防災士を、何といいますか、有効に活用していただきたいという思いで、ちょっと提案したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、オンライン診療の関係でございます。

先ほど、大元病院事業局総務部長からも少し始まってきましたということで、私も一安心しました。ありがとうございます。

何度も、何度も言ったらいけんかな、今までにもオンライン診療の話もさせてもらっていませんけれど、なかなか話が進まないのかなと思いつつ、と思ったところへ、今大元病院事業局総務部長のほうから進んでいますということを知りましたので、安心しました。

それに加えて、ちょっと話がそれるかも分かりませんが、東和病院の眼科が、この4月から先生が異動するということを聞いております。1日15人の予約制ということになっているんですけど、どうも患者目線ではないのかなという心配をしながらおったところ、橘地区の患者の方から、何か病院のほうで午後3時に診察に来てくださいと言われてたということで、どうやって行くんだらうかということで、もう私は病院は行かんということで、私もちょっとお叱りを受けたいんですが、そういった状況の中、全国でもいろいろな取組が進んでおります。

熊本地震が、皆さん記憶にあると思いますけれど、AMI株式会社代表取締役CEO循環器内科医の小川晋平先生という方が、通信技術やAIを駆使して、遠くに離れた患者でも聴診できる超聴診器を開発したとか、NTTによる光通信、IOWNというのがあるんですかね、が商用化されたということで、お医者さんが支援ロボットを操作する遠隔医療も開始されたというのを聞いております。

それとあわせて、以前から私がお話しております、広島市の取組で、眼科の遠隔医療の関係でございますが、これも安芸太田町、そして次には神石高原町と、非常に各自治体の協力ができて、どんどん広まりつつあるということで聞いております。

そういったことで、再質問なんですけれども、やはり私は、地震が来たりとか、来んほうがいんですけれども、来たときに、やはり予備の医療というんですか、補完的な医療としてオンライン診療を、私はつけておくべきだと思うんですが、町外からの医師、今、何人来られているんですか。そして、町内の医師、何人おられるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 町外からの医師の派遣でございますけれども、東和病院で、当直医を含めますと、実人数で35人、常勤換算にしますと10.53人でございます。

あと、橘医院につきましては、実人数で7人、常勤換算にしますと3.51人、大島病院が実人数で30人、常勤換算で11.43人でございます。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） ありがとうございます。先ほども言いました、災害は来ないほうがいいんですけれども、例えばこの間のような大島大橋への貨物船衝突事故のように、損傷事故が起きたようなときには、当然今言われた医師は来られないという、そういう来にくいという状況なんだろうと思います。

そういうことがあってはいけませんが、そういうことのために、オンライン診療がやはり補完的な医療として、しっかり私は要るんだと思いますので、引き続きそっちのほうもオンライン研修を進めていただけたらと思いますし、最後の提案なんですけれども、今回の定例会の議案の中に、町内の10Gネットワーク構築事業ですか、これ可決されれば、そういったものとも地域情報通信ということで、遠隔医療と連携ができるのではないかと私はちょっと思っております。

そういったことで、人口がどんどん減っていく中で、10年先、20年先というのではなくて、補完的な医療として、しっかりオンライン診療が進むようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、3番、白鳥法子議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 3番、白鳥法子です。それでは、一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問で、私のほうから提案したいことは、翌年度の当初予算を審議するこういった第1回定例会において、予算案とどんな事業を行う予定かが分かる当初予算の概要案、こちらを

議会で審議される前に、議会運営委員会を通った後には、町民などに対しても広く広報するということです。

よその自治体と比較して提案しているわけではないんですけれども、あえてよそを見てみると、多くの自治体が予算案、事業概要案、中にはもっと早くに予算編成方針までホームページ等で広く公表しているところがございます。山口県や国についても、議会開会前には公表されております。本町では、議会が終結した後に、ホームページに決定事項として来年度当初予算と主要事業の概要が掲載されます。

この状況をふまえて、まずお伺いしたいことは、これまでこういった情報を事前に公表してほしいという声、議会や町民からあったかどうか、また、そういった声があった場合に、これまでどのように対応してきたのか、こちらについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 白鳥議員の議会前に予算案の公表をについての御質問にお答えをいたします。

議会前に予算案をホームページ等に公開することを提案しますとのことでございますが、まずは本町の現状を御説明します。

議会に提出いたしました予算書およびこれに関する資料であります当初予算案の概要につきましては、議決を賜りました後に、タイトルから案を除いた正式版を町ホームページに掲載するとともに、財務課および各総合支所の合計5か所で閲覧可能としております。町ホームページへの掲載につきましては、以前は全く行っておりませんでした。

しかし、令和3年度当初予算から、議決を賜った後に当初予算書および確定した当初予算の概要を広く周知する目的にて、町ホームページに掲載する取組を始めてきたところでございます。

なお、当初予算案の概要につきましては、原則、議会運営委員会の翌日に記者発表の場を設け、私、町長自ら概要について発表しますとともに、若干ページ数の少ない簡易版を資料として配布をさせていただいているところでございます。

さて、御質問の趣旨は、当初予算案の概要のこととお察しいたします。事前に公表してほしいとの声になかったのかとの御質問ですが、記者発表に参加できなかった報道機関などから、ホームページに掲載する時期の問合せはございましたが、前倒し掲載などの要望はこれまで特にはございませんでしたので、公表の時期を議会前にするということを検討したことはございませんでした。

しかしながら、当初予算案の概要につきましては、記者発表をすること自体が公表しているのと同様であり、近年、記者発表後に案の状態ホームページに掲載する自治体が増えてきている

こと等を鑑みまして、令和6年度当初予算から記者発表後にホームページに掲載していく方向で考えてまいります。

なお、当初予算案につきましては、従来どおり議決後に町ホームページ上で公表いたします。（「町長、当初予算案、正しくは当初予算書、最後のところ答弁の訂正を」と呼ぶ者あり）最後のところですね、すみません。

なお、当初予算書につきましては、従来どおり議決後に町ホームページ上で公表いたします。申し訳ありません。お詫びをして訂正させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 答弁ありがとうございました。当初予算の概要案については、来年度からは、記者発表の後にホームページのほうに案の状態に掲載していただけると、そして、予算案については議会が終わった後に掲載するというようなお話だったと思います。

そこが別にされる理由が、ちょっとよく分からないのですけれども、そもそも今回このことを提案しようと思った理由は2つありまして、1つは町民の意見を反映させるチャンスが、町政に対してそういったチャンスが生まれるのではないかとこのところでございます。

総合計画の中で、町づくりの主要課題の1つとして住民主体の自立した地域の形成、こちらを挙げておられ、行政は積極的な広報公聴活動、情報公開を行い、住民の参画・協働を進める必要があるとされています。そのために情報公開の充実による情報などの共有を通して、住民と行政が共通認識を持って、透明性の高いまちづくりを進めますとされています。

このことから、執行部は、まちづくりに関して住民の参加・協働を進めるために、情報公開をしっかりと、住民と行政が共通認識を持ちたいというお考えだということは分かります。

それであれば、予算書も含めて一体自分に関わっている事業の予算が来年増えるのか、減るのか、そういったことも含めて、議会で審議・採決される前に広く公開すべきだと考えます。

もちろん、私たち議員としても、委員会の審議の前でありますとか、そうしたときには日頃から課題を感じておられる町民の方々には、関係する事業案について説明して、意見をいただいたり、それを基に審議の中で質疑をしたりもしております。

しかし、全ての住民の方々にそういった私たちの声が届いているかと言えば、それはなかなか難しいところがございます。

予算の案の段階でホームページなどで公開されれば、各事業に関心があったり、当事者である住民が内容を見て議員に意見を伝えて、議員は議会で問題提起することができ、より成果の出る事業実施に向けての提案も可能になるのではないかと思います。

また、もう1つの公開をするべきだと思う理由は、将来の議員候補を育てることにつながるということです。

総務省の地方議会議員のあり方に関する研究会、こちらが令和2年8月に報告を出されておりますが、この研究会は、時代の変化に伴い議会議員を取り巻く環境が大きく変化し、議員の成り手不足が深刻な状況となっていることなどをふまえ、今後の議会・議員のあるべき姿や議員の成り手不足の要因とその対応について、幅広く議論を行うことを目的として立ち上げられた研究会です。

この中で、地域における課題が一層複雑化する中であって、住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要になると、議会の意思決定に住民の様々な意見を反映させる重要性について触れられております。

また、住民が議会に関する理解をより深めて、関心を持つための取組を積極的に行うことが、潜在的な議員の成り手を長期的・継続的に涵養することにもつながると、そういった取組が将来の議員を育てることにつながると示唆されております。

さらには、住民が自らの問題として政策課題に向き合う機会を設けることが、住民が主体的に議会との関わりを持つことにつながるものと考えられるとも述べられております。

町の施策を他人事ではなく、自分事と捉えて向き合い、この事業は必要なのか、この事業はもっとこうしたらよりよくなるのではないか、もっと予算をかけてやってもいいのではないか、そういったことを町が関わるまちづくりに関心を寄せる人から次の議会を担ってくれる人が出てくるかもしれないと思っております。私はもともと公務員だったので、予算書を見てどこを見ればどういう数字かというのは分かった部分もございますが、一般の方にはなかなかそれが見えないところがございます。ただ、興味を持って見ていただくことでだんだんそれが分かってくるということも事実ではないかと思っております。ですのでぜひ、予算の概要案だけではなくて予算案についても、全て来年度からホームページ等で公表していただくことを提案したいと思いますので、そちらについて、もしどうしても予算書のほうは出せないということであればその理由をお伺いしたいですし、前向きに検討いただけるのであればそのようなお話を聞かせていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中元総務部長。

○総務部長（中元 辰也君） 大きく分けて2点ほど御質問をいただいたと思っております。

まず、当初予算書の事前公表についてでございます。この当初予算書はあくまで議案でございます。その他の議案とともに町として、あるいは議会としてどのような対応がよいのか、何を重んじるのか等の判断が必要となってまいりますので、全体的な調整が必要であると考えております。この場で回答はちょっと控えさせていただきたいと思っておりますけれども、現時点におきましては、議案については、審議そして議決を賜った結果として広く町民の方々に周知をしていくのが重要ではないかというふうに認識をしております。

それともう1点が、住民の方等からの予算の反映についてだったと思います。町のほうの当初予算の編成のスケジュール的なこととお話しさせていただきたいと思います。

当初予算の編成作業については、例年11月から各課の要求作業が始まります。12月には財務課ヒアリングを調整して、1月の副町長、総務部長、私ですが、その査定を受けた後、2月に町長査定を経て、ようやく新年度予算案を3月議会に上程をする運びとなっております。

地域の要望等は、予算案の上程後ではやはり当然反映されません。地域の要望等については、11月の予算要求作業までにそれぞれの各部署に御提案をいただきたいというふうに思っております。しかしながら、議会、町民の方々、関係団体、関係機関、そういった方からいろいろ要望というのはございます。教育に関する要望と子育てに関する要望、道路の建設等の要望、様々でございます。住民にそれぞれ要望、希望というのは、ばらばらというか、それぞれ個人が思っている要望というのは本当多岐にわたることでございます。その中から要は町が限られた財政の中で優先順位をある程度決めて取り組まないといけないというふうに思っておりますので、やはりそういったことの全体的なバランスを考えたいので予算編成を行っておりますので、先ほども申し上げましたけれど、そういった御要望があるのであれば11月ぐらいに各課のほうに言うただけであれば、それが必要なものであれば当然、当初予算に反映されますし、されなかったとしても翌年度以降とか、継続的に協議をしていけばいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございます。

1点目、予算書の案について公表するかどうかという部分については、執行部の側だけではなく、議会側との調整も要するというような趣旨の御回答だったのかなと思いますので、その言葉は私も受け止めて、議会の皆さんと相談していけたらいいなと思いました。

もう1点、事業について町への要望があればこの時期までに、そしてそれは全部反映されるわけじゃないよというのはごもっともなお話なんですけれども、要望という話だけではなくて、先ほど中元総務部長のお言葉の中にもありましたけれども、優先順位というお言葉がございました。多種多様な企業や住民がいる中でどういったスタンスで町が優先順位をつけていくのか、予算の軽重を考えていくのかという課程自体も、町民にとってはとても大切な情報だと思っております。ですので、ただ要望をしたいがために意見が通る間に見せてというお話だけではなくて、やはり町のことは住民のことでありますので、一緒に考えるきっかけを増やすという意味でもぜひ前向きな情報発信、情報公開をしていただけたらなと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、3月24日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時07分散会
